

職員用被服等洗濯業務委託の仕様書

- 1 業務委託の名称：職員用被服等洗濯業務委託
- 2 用語の定義
 - ①委託者 原町赤十字病院
 - ②受託者 委託業務を行う会社
- 3 委託期間：2026年4月1日～2030年3月31日
- 4 業務を行う場所：群馬県吾妻郡東吾妻町大字原町 698
- 5 洗濯業務の対象被服等と概算数量(2025年1月～12月実績数量)
対象被服等及び年間の見込数量は次のとおり。
 - ① 診察衣 : 1, 731枚
 - ② 上着 : 7, 313枚
 - ③ ズボン : 7, 117枚
 - ④ 予防衣(看護) : 167枚

なお、契約額は、対象被服等の1枚当たりの単価による契約である。

- 6 業務の内容
業務の内容は、対象被服等を受託者の工場等で洗濯することである。
 - (1) 被服等の回収
被服等を委託者内所定の場所から回収を行う。
 - (2) 洗濯後の被服等の受入れ、搬送
受託者の工場で洗濯された被服等を、委託者の指示する所定の場所に納品する。
 - (3) 洗濯
洗濯にあたっては、被服等の状態に応じて、適宜、染み抜きや漂白を行い、被服等を常に清潔な状態に保つこと。
 - (4) 納品場所について
納品場所においては、3S(整理・整頓・清掃)を励行し、常に清潔な状態を維持すること。
- 7 業務体制
 - (1) 工場への搬送、洗濯後の被服等の納品
受託者の工場への搬送、洗濯後の被服等の納品は、原則週2回以上実施する。
 - (2) 協議
業務の曜日、時間等については、原則を踏まえつつ、別途、委託者と協議して決定することができる。
- 8 受託者の資格及び条件
 - (1) 財団法人医療関連サービス振興会の医療関連サービスマーク(寝具類洗濯業務)の認定を受けていること。
 - (2) 150床以上の医療機関の洗濯業務の受託実績を有すること。

9 経費の負担区分

- (1) 回収袋またはカートは受託者が用意する。
- (2) 院内で行う業務に必要な消耗品等については、委託者が負担する。

10 守秘義務

受託者及び作業従事者は、本契約に関して知り得た情報（業務の実施に伴い、委託者から提供される職員名簿等の配布物、掲示物及び院内のラウンド等を通じて知り得た患者や職員の個人情報及び委託者の情報）を第三者に公表し、または漏らしてはならない。契約の解除及び契約満了後も同様とする。

11 信用失墜行為の禁止

受託者は、委託者の信用を失墜する行為をしてはならない。

12 損害予防措置等

(1) 危害及び損害予防措置

受託者は、業務の実施に当たり、病院及び第三者に危害又は損害を与えないよう万全の措置を執らなければならない。危害又は損害を与えた場合、もしくはその恐れのある場合には直ちに委託者に報告すること。

(2) 損害賠償

- ① 業務中に作業従事者が損害を受けても病院側は一切の責めを負わない。
- ② 受託者の責により病院もしくは第三者に損害を与えた場合は、受託者は損害賠償の責めを負うこと。

13 その他

本仕様書に記載のない事項に関して疑義を生じた場合は、委託者及び受託者の間で協議により決定するものとする。